

介護保険料について

第3回策定市民委員会資料

令和5年(2023年)10月30日

介護保険料について

1 第1号被保険者介護保険料の推移(基準額)

年度	第1期 (2000～ 2002)	第2期 (2003～ 2005)	第3期 (2006～ 2008)	第4期 (2009～ 2011)	第5期 (2012～ 2014)	第6期 (2015～ 2017)	第7期 (2018～ 2020)	第8期 (2021～ 2023)
月額(円)	3,142	3,462	3,526	3,727	4,437	5,050	5,860	5,650

2,580円増(約1.8倍)

○介護保険料の上昇の主な要因

- 保険給付費の増加(2002: 7,998,300千円 ⇒ 2023: 16,781,557千円) ※計画値
- 保険料負担割合の増(第1期: 17% ⇒ 第8期: 23%)

2 介護保険料の段階について

第1号被保険者に係る介護保険料は、所得段階に応じて保険料額を設定している。

(1) 第8期介護保険料段階

段階	乗率	月額(円)	要件
第1段階	0.3	1,695	生保・老齢福祉年金受給 世帯非課税、前年の課税年金収入額＋算定用基準額が80万円以下
第2段階	0.5	2,825	世帯非課税、前年の課税年金収入額＋算定用基準額が80万円超120万円以下
第3段階	0.7	3,955	世帯非課税、前年の課税年金収入額＋算定用基準額が120万円超
第4段階	0.9	5,085	世帯課税、本人非課税、前年の課税年金収入額＋算定用基準額が80万円以下
第5段階	基準額	5,650	世帯課税、本人非課税
第6段階	1.2	6,780	本人課税、前年の算定用基準額が125万円未満
第7段階	1.3	7,345	本人課税、前年の算定用基準額が125万円以上210万円未満
第8段階	1.5	8,475	本人課税、前年の算定用基準額が210万円以上320万円未満
第9段階	1.75	9,888	本人課税、前年の算定用基準額が320万円以上500万円未満
第10段階	2.0	11,300	本人課税、前年の算定用基準額が500万円以上1,000万円未満
第11段階	2.3	12,995	本人課税、前年の算定用基準額が1,000万円以上

(2) 介護保険料段階の推移

【第1期】			【第2期】			【第3期】			【第4期】			【第5期】			【第6期】			【第7期】			【第8期】		
段階	乗率 ※旧釧路市	月額	段階	乗率 ※旧釧路市	月額	段階	乗率	月額	段階	乗率	月額	段階	乗率	月額	段階	乗率	月額	段階	乗率	月額	段階	乗率	月額
①	0.50	1,571	①	0.50	1,731	①	0.50	1,763	①	0.50	1,864	①	0.50	2,218	①	0.45	2,273	①	0.30	2,637	①	0.30	2,825
②	0.75	2,357	②	0.75	2,597	②	0.50	1,763	②	0.50	1,864	③軽	0.63	2,795									
						③	0.75	2,645	③	0.75	2,795	③	0.75	3,328	②	0.63	3,182	②	0.50	3,692	②	0.50	3,560
③	基準額	3,142	③	基準額	3,462	④	基準額	3,526	④軽	0.91	3,392	④軽	0.91	4,037	④	0.90	4,545	④	0.90	5,274	④	0.90	5,085
									④	基準額	3,727	④	基準額	4,437	⑤	基準額	5,050	⑤	基準額	5,860	⑤	基準額	5,650
④	1.25	3,928	④	1.25	4,328	⑤	1.25	4,408	⑤	1.18	4,398	⑤	1.18	5,235	⑥	1.20	6,060	⑥	1.20	7,032	⑥	1.20	6,780
									⑥	1.25	4,659	⑥	1.25	5,546	⑦	1.30	6,565	⑦	1.30	7,618	⑦	1.30	7,345
⑤	1.50	4,713	⑤	1.50	5,193	⑥	1.50	5,289	⑦	1.50	5,591	⑦	1.50	6,655	⑧	1.50	7,575	⑧	1.50	8,790	⑧	1.50	8,475
									⑧	1.75	6,523	⑧	1.75	7,764	⑨	1.70	8,585	⑨	1.75	10,255	⑨	1.75	9,888
									⑩	1.90	9,595	⑩	2.00	11,720	⑩	2.00	11,300						
									⑪	2.10	10,605	⑪	2.30	13,478	⑪	2.30	12,995						

※①～③は公費による負担軽減後

(3) 所得段階に係る市独自の施策（第6期以降）

①第6期

- 国が標準とする保険料段階が、従前の「6段階」から「9段階」に細分化
- 策定市民委員会より、「低所得者層の負担を軽減するうえからも、高額所得者の一定の負担増はやむを得ない」との意見あり。
- 第5期に引き続き「合計所得500万円以上」で段階（第10段階）を設ける
- 新たに「合計所得1,000万円以上」で段階（第11段階）を設ける

②第7期

- 策定市民委員会より、「介護保険制度を将来にわたって安定的に運営していくためには、相互扶助の観点から負担能力に応じた介護保険料の設定が求められる」との意見あり。
- 第9段階から第11段階の保険料の乗率を引き上げ（⑨1.7⇒1.75 ⑩1.9⇒2.0 ⑪2.1⇒2.3）

(4) 国における、更なる多段階化の検討

※国の現段階における検討案であり、確定したものではありません。

「国の考え方」

- 標準とする段階を「9段階」から「13段階」に細分化
- 高所得者層の乗率を引き上げ、低所得者層の負担を軽減

段階	国標準		市8期		9期に向けた「国の考え方」	
	所得基準	乗率	所得基準	乗率	所得基準	乗率
第1段階	・市民税非課税（世帯） ・収入80万円以下	0.3	・市民税非課税（世帯） ・収入80万円以下	0.3	・市民税非課税（世帯） ・収入80万円以下	0.275
第2段階	・市民税非課税（世帯） ・収入120万円以下	0.5	・市民税非課税（世帯） ・収入120万円以下	0.5	・市民税非課税（世帯） ・収入120万円以下	0.48
第3段階	・市民税非課税（世帯） ・収入120万円超	0.7	・市民税非課税（世帯） ・収入120万円超	0.7	・市民税非課税（世帯） ・収入120万円超	0.685
第4段階	・市民税非課税（本人） ・収入80万円以下	0.9	・市民税非課税（本人） ・収入80万円以下	0.9	・市民税非課税（本人） ・収入80万円以下	0.9
第5段階	・市民税非課税（本人） ・収入80万円超	基準額	・市民税非課税（本人） ・収入80万円超	基準額	・市民税非課税（本人） ・収入80万円超	基準額
第6段階	120万円未満	1.2	125万円未満	1.2	120万円未満	1.2
第7段階	210万円未満	1.3	125～ 210万円未満	1.3	120～ 210万円未満	1.3
第8段階	320万円未満	1.5	210～ 320万円未満	1.5	210～ 320万円未満	1.5
第9段階	320万円以上	1.7	320～ 500万円未満	1.75	320～ 410万円未満	1.7
第10段階			500～ 1,000万円未満	2.0	410～ 500万円未満	1.9
第11段階			1,000万円以上	2.3	500～ 590万円未満	2.1
第12段階					590～ 680万円未満	2.3
第13段階					680万円以上	2.4

負担の軽減

※消費税による公費軽減を含めた後の乗率見込み

論点：介護保険料の段階について

○国では、多段階化により高所得者層の乗率を引き上げ、低所得者層の負担を軽減するため、標準段階の改正を検討

⇒市における段階の設定は、どのように考えればよいか。